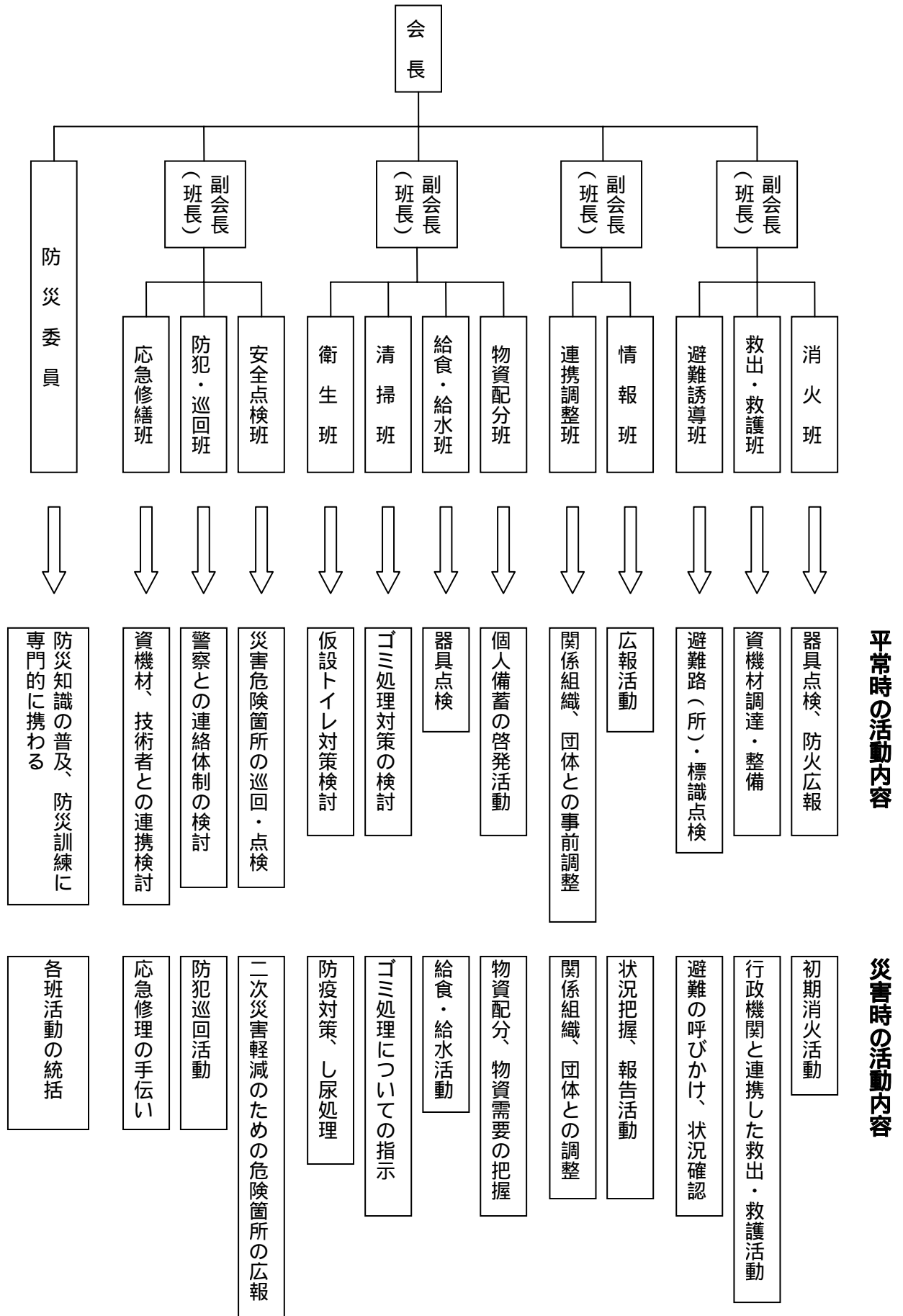


# 自主防災会の組織体制例及び事務分掌例



# 地区自主防災会規約の作成例

(名称)

第1条 この会は、 地区自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、 内に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2)地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3)防災訓練の実施に関すること。
- (4)地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5)防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6)他組織との連携に関すること。
- (7)その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、 地区に居住する世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)防災委員 若干名
- (4)班長 若干名
- (5)監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員 の 責務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

( 総会 )

第 9 条 総会は全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関する事。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
  - (3) 事業計画に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) その他、総会が特に必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

( 幹事会 )

第 10 条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
  - (1) 総会に提出すべき事。
  - (2) 総会により委任された事。
  - (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

( 防災計画 )

第 11 条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
  - (2) 防災知識の普及に関する事。
  - (3) 防災危険の把握に関する事。
  - (4) 防災訓練の実施に関する事。
  - (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
  - (6) その他必要な事項

( 会費 )

第 12 条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

( 経費 )

第 13 条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

( 会計年度 )

第 14 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

( 会計監査 )

第 15 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。  
2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、平成 年 月 日から実施する。

# 地区自主防災会防災計画の作成例

## 1 目的

この計画は、地区自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

## 2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集・伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、消火活動に関すること。
- (8) 救出・救援に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 避難弱者（災害時要援護者）対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。

## 3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため、別紙のとおり防災組織を編成する。

## 4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、研修会・講習会等の実施により防災知識の普及・啓発を行う。

## 5 地域の災害危険の把握

災害予防のため、危険箇所、災害履歴などの防災問題に関する把握を行う。

## 6 防災訓練

大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるよう、毎年1回防災訓練を実施する。

## 7 情報の収集・伝達

災害発生時、情報班は地域内の災害情報、防災関係機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内の住民、防災関係機関に伝達する。

## 8 避難

### (1) 避難誘導の指示

市から避難の指示又は勧告が出たとき、又会長が必要と認めたときは、会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

### (2) 避難誘導

避難誘導班は、会長の避難誘導の指示を受けたときは、住民を避難所に誘導する。

## 9 出火防止及び消火活動

大地震等において、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるため、出火防止の徹底を図り、地域内での火災が発生した場合は、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにする。

## 10 救出・救護

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要するものが生じたときは、直ちに救出・救護を行う。この場合、現場付近のものは救出・救護活動に協力する。

## 11 給食・給水

給食・給水班は、地域内の家庭から提供された食料、市から配布を受けた食料等の配布、炊き出し等による給食、給水活動を行う。

## 12 災害時要援護者対策

### (1) 災害時要援護者台帳、マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、台帳・マップ等を作成し、定期的に更新する。また、災害時要援護者は別紙の者とする。

### (2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救援方法の検討

災害時要援護者の避難誘導や救出・救護活動についてあらかじめ検討し、訓練に反映させる。

## 13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他組織との連携を図るものとする。

## 14 防災資機材等

防災資機材等の配備計画、管理、定期点検について別紙のとおり定める。

## 別紙

### 災害時要援護者台帳

氏名	性別	住所	備考

### 防災資機材等の配備計画

区分	品名
情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ、腕章など
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、防火衣、ヘルメットなど
水防用	防雨シート、スコップ、ツルハシ、ロープ、土のうなど
救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、一輪車、鉄パイプ、角材、防塵マスク、防塵メガネなど
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート、簡易トイレなど
避難用	強力ライト、標旗、ハンドマイク、警笛、投光器、発電機など
給食・給水用	コンロ、給水タンク、炊飯装置、配膳用食器など
その他	簡易収納庫、リヤカー、ビニールシートなど

防災資機材は 倉庫に保管しておくものとする。

年1回、防災資機材の定期点検を実施する。